

多可町こども計画策定業務委託

プロポーザル実施要領

令和 7 年 4 月

多可町 こども未来課

多可町こども計画策定業務委託に係る
公募型プロポーザル実施要領

この要領は、多可町こども計画策定業務について、最も適した提案を行った委託者を選定するため、公募型プロポーザル方式による受注事業者選定（以下「プロポーザル」という。）に関して、必要な手続きを定めるものとする。

1 業務の概要

(1) 業務名

「多可町こども計画策定業務委託」

(2) 業務の内容

別紙仕様書の通り

(3) 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

(4) 提案上限額（消費税及び地方消費税を含む）

7,700,000円を上限とする。

なお、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すものである。

2 参加資格

本プロポーザルに参加することができる者は、参加申請書提出時点において、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

(1) 公告日現在、多可町入札参加資格者名簿に登録がある者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年法令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 兵庫県内でこども計画策定支援の業務実績を2件以上有すること。（第3期子ども・子育て支援事業計画のみの策定実績は参加資格対象外とする。）

(4) 本業務を遂行するために必要とされる業務経験等を有した者を従事させることができること。

(5) 過去3年において兵庫県及び兵庫県内自治体において指名停止措置を受けていないこと。

(6) 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。

(7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていないこと。

(8) 多可町が課する税の滞納をしていないこと。

(9) 個人情報保護の観点から、日本産業規格の「JIS Q 15001 個人情報保護マネジメントシステム-要求事項」に準拠した指針による措置を講じた体制を整備しており、かつ、更新実績が2回以上あること。

3 手続

(1) 担当部署 多可町 こども未来課

郵便番号 〒679-1114
住所 兵庫県多可郡多可町中区岸上 281 番地 51
電話 0795-32-2385 (直通)
電子メールアドレス kodomo@town.taka.lg.jp

(2) 提出書類

ア 参加申込書等 本プロポーザルに参加を希望する場合は、次に掲げる書類を令和7年5月16日（金）までに、持参又は郵送若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する特定信書便事業者（以下、「信書便事業者」という。）による同条第2項に規定する信書便（以下、「信書便」という。）により提出すること。なお、郵便又は信書便による提出は、書留郵便又は信書便事業者の提供する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものによることとし、令和7年5月16日（金）午後5時までに到着したものに限り、受け付ける。ただし、運搬、送付途上での事故については、提出者の責任とする。また、持参する場合は、閉庁日（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。以下同じ。）を除く、各日の午前8時30分から午後5時までの間に担当部署の窓口に持参すること。

- ・参加申込書（様式1） 1部
- ・参加資格確認書（様式2） 1部
- ・会社としての業務実績（様式3） 1部
- ・業務実績の根拠となる契約書の写し 1部
- ・会社概要書（任意の様式） 1部
- ・プライバシーマーク取得認定書（コピー可） 1部

注： 更新回数がわかるものも含める。

イ 企画提案書等 アの参加申込書を提出した者は、次に掲げる書類を令和7年6月4日（水）までに提出すること。

（ア）書面により提出するもの。

- ・提案書類提出書兼誓約書（様式4） 1部
 - ・企画提案書（任意の様式） 9部
 - ・見積書（任意の様式） 1部
- 注： 単価、人員・人日等積算の内訳明細を記載すること。
- ・担当者経歴＜総括責任者＞（様式5） 1部
 - ・担当者経歴＜主たる担当者＞（様式5の2） 1部

(イ) 上記(ア)に掲げる書類は、持参又は郵送若しくは信書便により提出すること。なお、郵便又は信書便による提出は、書留郵便又は信書便事業者の提供する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものによることとし、令和7年6月4日（水）午後5時までに到着したものに限り、受け付ける。また、持参する場合は、閉庁日を除く各日の午前8時30分から午後5時までの間に担当部署の窓口に持参すること。

イ 企画提案書はA4サイズの任意の様式で作成すること。また、枚数は指定しないが、内容は簡潔に記載すること。

ウ 企画提案書は、別紙仕様書に定める要件に従い作成すること。また、審査において法人が特定できないように配慮すること。

エ 見積書には、本事業において多可町が負担することとなる費用について、全て記載すること。

（3）質問の方法

質問は、簡潔にまとめ、担当部署へ電子メール又は書面（様式6）により行うこと。

ア 提出期限は、令和7年5月20日（火）午後5時（必着）とする。

イ 回答は、全ての参加申込者へ電子メールで回答する。

ウ 最終の回答は、令和7年5月23日（金）午後5時までに行う。

（4）辞退

参加申込に関する書類を提出した後、参加を辞退する場合は辞退届（様式7）を提出すること。なお、すでに受理した参加申込書兼誓約書等については返却しない。

4 審査方法等

（1）選考体制

審査は、多可町プロポーザル審査委員会（設置要綱 令和4年6月13日告示第73号）が行う。

（2）評価項目及び配点

別紙「多可町こども計画策定業務委託評価基準書」のとおり。

（3）第1次審査

ア 参加申込者が3者を超えた場合に、参加資格を有する者から提出された「企画提案書」及び「見積書」に基づいた書類審査を行い、その結果により3者を選出する。
なお、参加申込者が3者を超えない場合は、参加資格を有する者全てを選出する。

イ 第1次審査の結果は、令和7年6月6日（金）午後5時までに全ての提案書提出者へ担当部署から電子メールで通知する。第1次審査合格者については、第2次審査実施日を併せて通知する。

（4）第2次審査

ア 第1次審査合格者について提案書に基づくプレゼンテーションを実施する。
(ア) 実施時間は第2次審査参加者それぞれにつき、プレゼンテーション20分以内、質疑応答15分程度とする。

イ 第2次審査の結果については、令和7年6月上旬頃に第2次審査対象者へ通知を発送する。

5 契約締結の交渉及び契約締結

- (1) 多可町は、第2次審査の結果、最優秀案として選定された提案をした者と地方自治法第234条に定める随意契約締結の交渉を行う。ただし、この交渉が不調となったときは、第2次審査で順位付けを行った上位の者から順に契約締結の交渉を行う。
- (2) 本業務に係る契約内容については、提案の内容を尊重するが、必ずしも提案どおり実施するものではなく、詳細な事項については、多可町で定めるものとする。

6 日程

| | |
|--------------|------------------|
| プロポーザル実施要領公表 | 令和7年4月25日（金） |
| 参加申込書等提出期限 | 令和7年5月16日（金） |
| 質問書提出期限 | 令和7年5月20日（火） |
| 質問最終回答日時 | 令和7年5月23日（金） |
| 企画提案書提出期限 | 令和7年6月4日（水） |
| 第1次審査結果通知 | 令和7年6月6日（金） |
| 第2次プレゼンテーション | 別途参加申込者へ個別に通知する。 |
| 第2次審査結果送付 | 令和7年6月中旬頃 |
| 契約予定日 | 令和7年6月下旬頃 |

7 失格事項

本プロポーザルの提案者又は提出された企画提案書等が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 2に掲げる要件を満たさなくなったとき
- (2) 提出書類等に虚偽又は違法な行為の記載がある場合
- (3) 提案書等の作成方法及び提出方法を遵守しない場合
- (4) 見積額が提案上限額を超える場合

8 その他

- (1) 本プロポーザルへの参加に係る提案書等の作成及び提出等に要する費用は参加希望者の負担とする。
- (2) 提出された提案書等は、本プロポーザルに係る審査以外の目的で使用しない。
- (3) 提出された提案書等は、返却しない。 提出された提案書等は、「多可町こども計画策定業務委託」の受託者を選定するための資料であり、提出された提案書等に関する著作権等の主張は、認めない。